

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和7年1月21日(2025.1.21)

【公開番号】特開2023-103831(P2023-103831A)

【公開日】令和5年7月27日(2023.7.27)

【年通号数】公開公報(特許)2023-140

【出願番号】特願2022-4588(P2022-4588)

【国際特許分類】

A 01 D 34/86 (2006.01)

10

A 01 D 34/64 (2006.01)

A 01 D 34/66 (2006.01)

【F I】

A 01 D 34/86

A 01 D 34/64 M

A 01 D 34/66 Z

【手続補正書】

【提出日】令和7年1月9日(2025.1.9)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

畦上を走行しながら草を刈る草刈り機であって、

機体と、

走行部と、

前記機体に対して回動自在に連結されるとともに、端部が前記走行部に対して回動自在に連結され、前記機体に対して前記走行部を移動させる連結部と、を備え、

前記連結部を、前記機体に対して回動させたとき、前記連結部の前記端部は、前記機体の上方及び下方に移動可能である草刈り機。

【請求項2】

前記連結部は前記機体に対して回動自在に連結される第1回動軸を有し、

前記連結部を前記機体に対して回動させたとき、前記第1回動軸は、高さ方向において、前記連結部の前記端部の上回動位置と下回動位置との間に位置する請求項1に記載の草刈り機。

【請求項3】

前記連結部は、

40

前記第1回動軸において一端を前記機体に回動自在に連結され、他端を前記走行部に対して回動自在に連結された第1アーム部を含む第1リンクアームと、第2回動軸において一端を前記機体に回動自在に連結され、他端を前記走行部に対して回動自在に連結されると共に、前記第1アーム部よりも前方に配置された第3アーム部を含む第2リンクアームと、を有し、前記機体に対して前記走行部を移動させるリンク機構、

を含み、

前記連結部の前記端部は、前記第1アーム部の他端であり、

前記第1アーム部を、前記第1回動軸を回動中心として回動させたとき、前記高さ方向において、前記第1アーム部の他端の前記上回動位置と前記下回動位置との間に前記第1回動軸が位置する請求項2に記載の草刈り機。

50

【請求項 4】

前記第1リンクアームは、第1の方向に延在する前記第1アーム部の前記第1回動軸に連結される前記一端から前記第1の方向とは別方向に延びる第2アーム部を有し、

前記第2リンクアームは、第2の方向に延在する前記第3アーム部の前記第2回動軸に連結される前記一端から前記第2の方向とは別方向に延びる第4アーム部を有する請求項3に記載の草刈り機。

【請求項 5】

前記第2アーム部及び前記第4アーム部を連結するプレートリンクを有する、請求項4に記載の草刈り機。

【請求項 6】

10

一端側を前記機体に連結され、他端側を前記第1リンクアーム又は前記第2リンクアームの一方に連結され、前記リンク機構により前記機体に対して前記走行部を移動させる動力源となるアクチュエータをさらに有する、請求項3乃至5のいずれか一に記載の草刈り機。

【請求項 7】

一端側を前記機体に連結され、他端側を前記アクチュエータが連結されていない前記第1リンクアーム又は前記第2リンクアームに連結され、

前記アクチュエータによる前記機体に対する前記走行部の移動を補助する補助手段をさらに有する、請求項6に記載の草刈り機。

【請求項 8】

20

前記アクチュエータは、前記第1リンクアームに連結され、

前記補助手段は、前記第2リンクアームに連結される請求項7に記載の草刈り機。

30

40

50